

令和6年度

第5回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和6年8月15日

湯 沢 市 農 業 委 員 会

第5回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和6年8月15日（木）午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後1時40分

閉会 午後2時13分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福嶋 富子	12番	沓澤 弥
2番	佐々木 昇	13番	加藤 エリ子
3番	伊藤 秀郎	14番	佐藤 栄子
4番	川崎 秀悦	15番	高橋 郁夫
5番	水戸 義昭	16番	高橋 忠雄
6番	姉崎 与志弘	17番	宮原 正明
7番	佐藤 昇	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
9番	由利 幸悦	19番	高橋 伸太郎（会長）
10番	瀬川 等		

2) 欠席した委員

8番	加藤 艶子	11番	麻生 良子
----	-------	-----	-------

3) 遅刻した委員

なし

19名中17名出席
(午後1時40分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	新山 栄泰
班 長	高山 善樹
主 幹	柴田 麻紀

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・ 報告第4号 第2回農地対策専門委員会の報告について
- ・ 報告第5号 第2専門委員会第1回会議の報告について
- ・ 農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約通知
 - (2) 使用貸借契約合意解約通知
 - (3) 公共事業等に伴う転用の届出
 - (4) 公共事業等に伴う一時転用の届出
 - (5) 申請許可状況

3 議 案

- 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第22号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第23号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第24号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について
- 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長	議 事 開会宣言 午後 1 時40分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。 なお、本日欠席届を提出されている委員の方は、8 番 加藤 艶子 委員、11番 麻生 良子 委員 であります。 次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、10番 瀬川 等 委員、12番 沓澤 弥 委員 の両名を指名いたします。 次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、本日一日限りと決定いたします。 本日の議題は、会務報告のほか報告 3 件、議案 5 件であります。 議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。 なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。 それでは、会務報告の説明をお願いいたします。
議 長	(新山事務局長、挙手) 新山事務局長。 (会務報告、朗読説明)
議 長	会務報告の内容について、ご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、報告第 4 号 第 2 回農地対策専門委員会の報告をお願いします。

議 長	(12番 沓澤 弥 委員、挙手) 12番 沓澤 弥 委員。 (第2回農地対策専門委員会報告、朗読説明)
議 長	報告第4号 第2回農地対策専門委員会の報告について、ご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、報告第5号 第2専門委員会第1回会議の報告をお願いします。
議 長	(7番 佐藤 昇 委員、挙手) 7番 佐藤 昇 委員。 (第2専門委員会第1回会議報告、朗読説明)
議 長	報告第5号 第2専門委員会第1回会議の報告について、ご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は9件で、面積は26,766㎡であります。解約事由は、貸人の都合によるものが3件、借人の都合によるものが2件、転借人の都合によるものが1件、耕作不便のため1件、所有者の都合によるものが2件であります。 2 使用貸借契約合意解約通知は3件で、面積は8,715㎡であります。解約事由は、貸人の都合によるものが1件、所有者の都合によるものが2件であります。 次に、議案書3ページをご覧ください。3 公共事業等に伴う転用の届出は1件で、届出土地は湯沢市■■■■■■■■■■、地目は田、面積は■■■■■■■■■■㎡のうち6.75㎡で、届出の事由は、携帯電話用無線基地局建設のためとなっております。

	次に、４ 公共事業等に伴う一時転用の届出は１件で、届出土地は湯沢市■■■■外31筆、地目は田が14筆、畑が18筆、面積は田が3,888.09㎡、畑が2,169.17㎡、計6,057.26㎡で、届出の事由は、湯沢変電所周辺エリア送電容量不足解消のための電線張替工事に伴う足場、運搬路等を設置するための一時転用であり、施工期間は、令和６年７月25日から令和６年11月15日までとなっております。 次に、５ 申請許可状況であります。先月の転用案件は２件で、５条所有権移転申請番号 第４号 と 第５号 は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかったことから、７月９日付けで許可しております。 報告は以上です。
議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、ご了承願います。 次に議事に入らせていただきます。 議案第21号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第21号「農地法第３条の規定による許可申請について」、農地法第３条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和６年８月15日提出。 議案書５ページをご覧ください。使用貸借権設定は１件で、面積は34,934㎡であります。申請番号第３号の申請事由は、経営移譲のためであります。 次に、議案書６ページから８ページをご覧ください。所有権移転は10件で、面積は14,283.30㎡であります。申請事由は、申請番号第12号、13号、14号は小作地解放、16号、22号は経営縮小のため、17号は生前一括贈与、18号、20号は高齢による経営縮小のため、19号は相手方の要望のため、21号は農業廃止のためとなっております。売買価格は総会資料記載のとおりであります。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)

議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第21号「農地法3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたします。 次に、議案第22号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手)
議 長	高山班長。
高山班長	議案第22号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、以降「旧農業経営基盤強化促進法」と略して説明させていただきます、第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和6年8月15日提出。 議案書10ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 利用権設定は賃貸借権が1件で、面積は4,540㎡であります。新規の設定が1件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。 議案書11ページから12ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 所有権移転は4件で、面積は19,926㎡であります。申請事由は整理番号第9号が審判による売渡し、10号、11号、12号が経営縮小のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第22号の利用集積計画については、計画のとおり決定することといたします。

議 長	次に、議案第23号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議 長	（高山班長、挙手） 高山班長。
高山班長	議案第23号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和6年8月15日提出。 議案書14ページをご覧ください。集積計画整理番号（転貸人へ）第80号は、使用貸借権の設定で、面積が763㎡、貸付理由は、上院内地区基盤整備事業に伴うものであります。利用集積計画整理番号（転借人へ）第81号についても、上院内地区基盤整備事業に伴う借り受けであります。利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 （質問なしの声あり）
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議 長	全員挙手。議案第23号の利用集積計画については、計画のとおり決定することといたします。 次に、議案第24号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議 長	（高山班長、挙手） 高山班長。
高山班長	議案第24号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和6年8月15日提出。説明は以上です。

議 長	ここで、議案書16ページの促進計画案（移転）整理番号 第16号は、5 番 水戸 義昭 委員 に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、促進計画案（移転）整理番号 第16号 を審議しますので、5 番 水戸 義昭 委員の退席をお願いいたします。 (5 番 水戸 義昭 委員、退席) (午後 1 時59分)
議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手)
議 長	高山班長。
高山班長	議案書16ページをご覧ください。促進計画案（移転）整理番号 第16号の促進計画案は、使用貸借権の移転で、面積は2,948㎡であります。移転事由は、移転する者は経営縮小のため、移転を受ける者は経営拡張のためであります。県の公告は令和6年9月27日となっております。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。促進計画案（移転）整理番号 第16号について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。退席者の着席をお願いいたします。 (5 番 水戸 義昭 委員、着席) (午後 2 時01分)
議 長	次に、議案第24号 議事参与制限以外の促進計画案について、事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手)
議 長	高山班長。

高山班長	議案書16ページから29ページをご覧ください。農地中間管理事業（移転）の促進計画案は15件で、面積は41,949.09㎡であります。移転事由は、移転する者は経営縮小のため、移転を受ける者は経営拡張のためであります。県の公告は令和6年9月27日となっております。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
議長	暫時休憩します。（午後2時02分）
議長	再開します。（午後2時07分）
議長	何かご質問はありませんか。
	（質問なしの声あり）
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	（全員挙手）
議長	全員挙手。議案第24号 議事参与制限以外の促進計画案について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。
	次に、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。
	（高山班長、挙手）
議長	高山班長
高山班長	議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和6年8月15日提出。 5条 賃貸借権設定 申請番号第3号について説明させていただきます。議案書31ページ、議案付属資料12ページから20ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市■■■■■■■■■■、地目は畑、面積は■■■■㎡であります。 申請内容は、J R 奥羽本線下湯沢・十文字間の大沢跨線橋撤去工事を行うため、工事現場付近の土地を借り受けて工事用車両等の留置場及び資材置場として、作業ヤードを設置するための一時転用であります。

議 長	(質問なしの声あり) 質問なしの声がありますので、議案第25号について採決を行います。許可相当とすることとし、許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可相当と決定し、許可の可否判断を会長に一任することといたします。許可の状況については、次回の総会で報告いたします。
議 長	これを持ちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 (午後2時13分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和6年8月15日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 10番 瀬川 亨 

署名委員 12番 谷澤 弥 